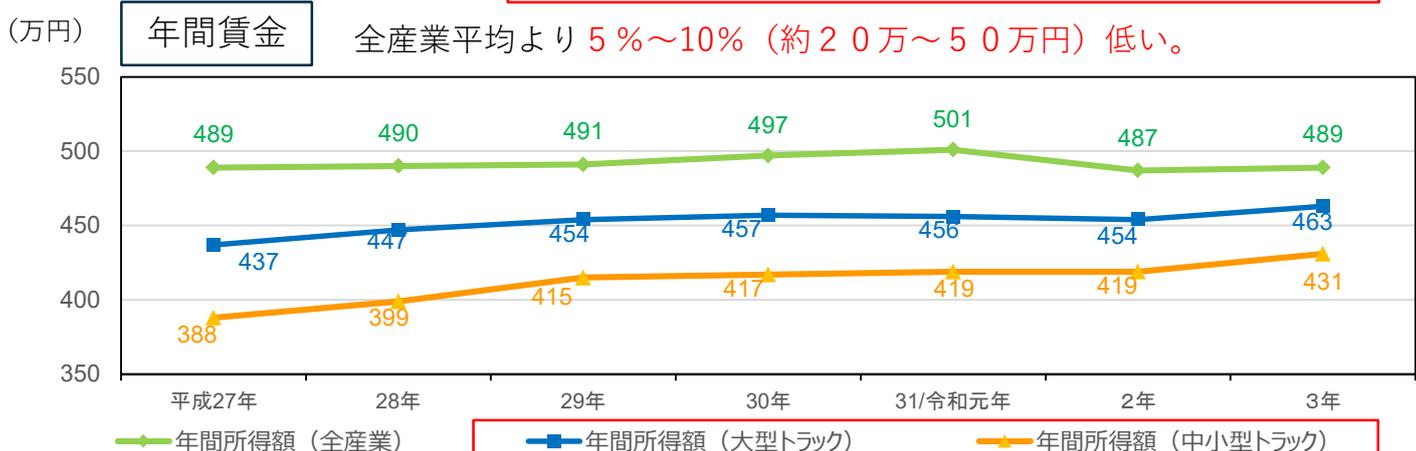
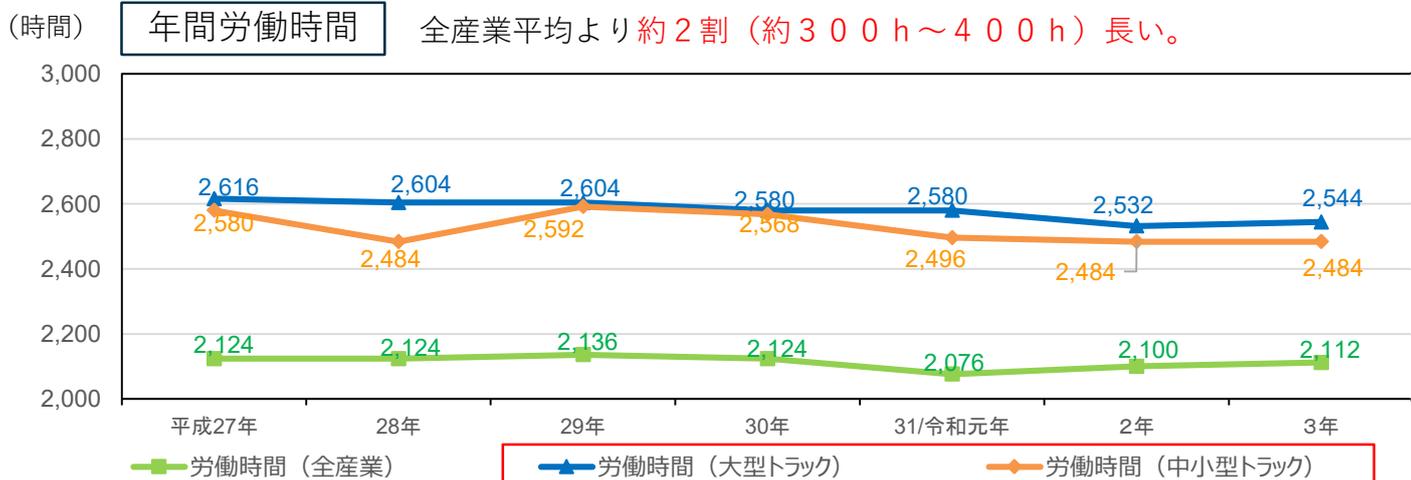


「標準的な運賃」告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むことができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

トラック事業の働き方をめぐる現状



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほか

「標準的な運賃」告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を**持続的に維持しながら法令を遵守して事業を経営する際の参考となる運賃**を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」告示制度の導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の改善

賃金水準の引き上げ

法令遵守の徹底

2024年問題への対応

持続的なトラック輸送の確保

「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	距離制運賃	時間制運賃			
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック単位）				
車型	バン型の車両で設定（海上コンテナ輸送、セメントバルク車等は割増率を設定） ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。				
車種	 小型車（2tクラス）	 中型車（4tクラス）	 大型車（10tクラス）	 トレーラー（20tクラス）	
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定				
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算				
料金や実費	料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等）については 標準的な運賃に含まれていない ため、別途収受することとされています。		運賃（運送の役務の対価）	+	料金（積込、取卸料、附帯作業料） 実費（高速道路利用料、フェリー利用料等）
運賃・料金の適用ルール	運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「 運賃料金適用方 」として定めます。				
	割増	特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増			
	割引	長期契約、往復割引			
	その他	割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費（有料道路、フェリー利用料等）			
		取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定			

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度のご理解とご協力をお願いします！

（問い合わせ先）
関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら 

関東運輸局 取引環境

検索

(2023/02)

